

社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会 弁護士および司法書士相談事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、いなべ市民の日常生活における法律的事項に関する相談（以下「相談」という。）に弁護士・司法書士が応じ、適切な指導および助言をおこなうことにより、いなべ市民が安心して生活を送ることができるよう寄与することを目的とする。

(弁護士相談)

第2条 弁護士が応じる相談を弁護士相談という。

- 2 相談に応じる弁護士は、本会から相談に係わる業務を依頼された三重弁護士会が派遣する弁護士とする。
- 3 弁護士に相談することができる範囲は、日常生活における財産、契約、消費貸借、賃貸借、消費者被害、損害賠償、離婚、相続その他日常生活に関する問題、紛争であって、その解決に弁護士の専門的な指導又は助言を必要とするものとする。ただし、裁判所において紛争中のものを除く。また、弁護士が本事業にて対応することが適当でないと認めた場合は、本事業では相談に応じないものとする。

(司法書士相談)

第3条 司法書士が応じる相談を司法書士相談という。

- 2 相談に応じる司法書士は、本会から相談に係わる業務を依頼された三重県司法書士会桑員支部が派遣する司法書士とする。
- 3 司法書士に相談することができる範囲は、土地や建物に関する登記、会社や法人の登記、成年後見に関すること、相続・遺言・贈与に関すること、債務整理、少額訴訟であって、その解決に司法書士の専門的な指導及び助言を行うものとする。ただし、司法書士が本事業にて対応することが適当でないと認めた場合は、本事業では相談に応じないものとする。

(対象者)

- 第4条 相談を利用できる者は、いなべ市在住の者であって、相談に関わる事項についての当事者とする。
- 2 相談の際は対象者の他に最大2名まで付き添うことができる。

(相談日時および場所)

第5条 弁護士相談および司法書士相談の実施日時・場所は、社協だより及び本会ホームページで公表する。

(相談費用)

第6条 弁護士相談および司法書士相談の相談費用は無料とする。

(相談時間)

第7条 相談時間は、あらかじめ指定された時刻から25分以内とする。

(相談申込方法)

第8条 相談の利用をする対象者は、相談事業申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、本会へ提出するとともに、窓口で身分証明書を提示しなければならない。なお、身分証明書は、運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票、住基カードのいずれかとする。

2 申し込みは、相談事業申込書（様式第1号）を相談が実施される前に窓口へ提出しなければならない。

3 相談の利用は、年度内に一人1回までの利用とする。

(禁止事項)

第9条 相談事業における禁止事項は次のとおりとし、厳守できなかった者は、当該年度中に相談事業を利用することができないものとする。

- (1) 申込を行った上でキャンセルをした場合
- (2) 相談時間を越えて相談を行った場合
- (3) 年度内に2回目の申込をした場合
- (4) 飲酒された状態で相談をされた場合
- (5) 申込に偽りがあった場合
- (6) 本要綱を遵守しなかった場合
- (7) その他本会会長が認めた場合

(個人情報の保護)

第10条 相談に応じた弁護士、司法書士および本会職員は、相談をした者に係る個人情報の取扱いに関し、その者の権利および利益を保護するため、特に配慮しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年3月2日から施行する。

平成30年7月25日一部改正